第4回東郷町都市計画マスタープラン検討委員会 意見照会対応表

設問番号 1	第2章将来都市像 2-2都市づくりの目標(資料2 p2~4)	対応方針
お伺いしたいポイント	① 表中の都市づくりの課題と方向性の考え方について	
	② 4つの目標設定について(四角の箱の中の記述等)	
	③ 各目標の記載内容について	
【ご意見】		
◆ 全体意見		
新旧住民のふれあ	らい拠点づくりによる隣近所安心安全なまちづくり。(石川委員)	・ご意見に該当する箇所として、以下の2か所で記
		載しています。
		・3-4公園・緑地等の整備・保全等の方針(1)②
		「・・・また計画策定段階からの町民参加等によ
		り町民が愛着をもつことができる魅力ある公園
		の整備を進めます。」
		・3-5 安全安心なまちづくりの方針の(2)①
		「安心なまちづくりの推進のため、防犯パトロ
		ールを実施するとともに・・・」
· p2のまちづくり	の課題、都市づくりの方向性とp2~p4の目標 I ~IV及びより中項目	・できるだけわかりやすい表現に配慮したため、同
(ピンク枠)がほ	ぼ同様の内容が記載されているので、重複しているように思う。	様の表現があります。参考資料1の修正も含め、
(まちづくりの課	題≒目標、都市づくりの方向性≒ピンク枠)(村上委員)	再度、記載内容については検討します。
・都市づくりの課題	は前章(参考資料1)にまとまれているので、「都市づくりの方向性を	
なくすか」、参考資	資料1の赤文字が方向性になっていると思いますので、その赤文字を方	
向性欄に記載(再	掲)。「その実現に必要な事項を目標として定める」という流れにして	
は如何か。(村上	委員)	

設問番号 1 第2章将来都市像 2-2都	市づくりの目標(資料 2 p	o 2~4)	対応方針
◆ 表中の都市づくりの課題と方向性の考え方に	いて		
・交流人口の増加、産業拠点の形成をするとないの説明があると良いと思う。(片山委員)		つながるのかと	・目標 I において以下のように説明の追加を検討します。 「・交流人口の増加により、日常的な賑わいや活力が増大させるとともに、産業拠点の形成を図り、他都市への経済依存を抑制し、自立的な都市経営を強化することで、持続的なまちづくりを目指します。」 ・持続可能性については、国連サミットで採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」との関連についても記載します。 目標の口ゴの意味については、計画書末尾に用語の解説を添付し、その中で説明します。
・「町内外のネットワークが」の表記は、「町内ダ記でどうか。(真野委員)	トを結ぶ道路ネットワーク <i>7</i>	が」と具体的表	・ネットワークについては、道路整備だけではなく、公共交通ネットワークも含みますので、「公 共交通や道路ネットワークが充実した・・・」に 修正します。

設問番号 1 第 2 章将来都市像 2-2 都市づくりの目標(資料 2 p 2~4)	対応方針
◆ 表中の都市づくりの課題と方向性の考え方について	
・「多世代から選んでいただける安全な」の表記は、多世代とは全ての世代のことでしょ	│ ・「多世代」とは子ども、若者、ファミリー、高齢
うか?選んでいただけるとは?何を説明しているのか。(真野委員)	者などの幅広い世代を意味します。「選んでいた
	だける」とは東郷町に住みたい・住み続けたいと
	いうことを意味します。
	そのため、「災害に強いまちづくりに取組み、東
	郷町に住みたい・住み続けたいと思えるような
	安全なまちづくりを推進する」等への修正を検
	討します。
◆ 4つの目標設定について	
○目標Ⅰ	
・セントラル開発を「契機」としたのは「中心」に置き替える方が良い。(現時点では既に	・セントラル開発は、ららぽーと開業を始めとし、
契機ではないのか?)(西山委員)	区画整理地内の沿道地区への地区計画を活用し
	た小規模店舗の立地を推進し、賑わいを生みだ
	そうという時間的にも幅をもって進められてい
	るものであるため、このままの表記とします。
○目標Ⅱ	
・「自動車に依存しない」は「公共交通も自動車でないですか」それともここでの自動車と	・ご指摘の通り「自動車」はマイカー等の公共交通
は自家用車(マイカー)をさしているのか。(真野委員)	以外の自動車交通を意味しています。しかし、一
	般的にこのような表現が使われており、東郷町
	立地適正化計画や名古屋都市計画区域マスター
	プラン(愛知県)でも同様の表現があり、このま
	まの表記とします。

設問番号 1	第2章将来都市像 2-2都市づくりの目標(資料2 p2~4)	対応方針
○目標Ⅲ		
・「多様な人」と「	- 多世代」は表現が分かりづらい。(真野委員)	・「多様な人」は例えば新旧住民・外国人・単身や
・多様な人とは、。	どのような人を指しているのか。(片山委員)	ファミリーなど年齢・人種・家族構成に左右され
		ない東郷町に住む人を意味します。「多世代」と
		は子ども、若者、高齢者などの幅広い世代を意味
		します。
		これらについて具体的な都市づくりの方向性を
		記述するよう検討します。
・外国人居住者を念		・外国人についても「多様な人」の一部と考えてお
まれると思うが具体	本の記載内容には入っていない。p.4の目標 IV においても「誰もが」に	ります。外国人についての具体的な記載はあり
外国人居住者も含ま	まれると思う。(大蔵委員)	ませんが、外国人も含めた多様な人々が暮らし
		│ やすい住宅地確保の考え方として、3−2市街 │
		地整備の方針(2)市街化区域内の整備におい
		て、「・空き家等の既存ストックを活用し、誰も
		が入手しやすい・貸し借りしやすい住宅の供給
		支援について検討します。」の表現を追記しま
		す。また各種案内物の周知、防災マップの多言語
		表記などが現状でもあり、今後とも推進につい
		て、さらなる記載ができないか検討を進めてい
		きます。

設問番号 1	第2章将来都市像	2-2 都市づくりの目標(資料 2	p 2~4)	対応方針
○目標Ⅳ				
・都市型災害とはと	でのような災害を指し	ているのか。(片山委員)		・都市型災害は、例えば密集市街地における火災延焼等、都市化の進展により大規模化する災害、集中豪雨による内水氾濫等を意味します。 説明としては、計画書末尾に用語の解説を添付し、その中で説明をします。
○目標IV			- 18 4 + 次加	
	フリー」は「ユニハ· るかと思います。(村	一サルデザイン」の言葉遣いのほ	まつが、参考資料	・「バリアフリー」は障がい者や高齢者などの移動 又は施設の利用に係る身体の負担軽減により、 利便性・安全性を向上することを意味します。 当町の都市計画マスタープランの中では、行 政としてバリアフリーに配慮した道路などのハード面での整備を進めていきたいという意図が あるため、3点目の「バリアフリーへの配慮 や・・・」は「道路・公共施設等のバリアフリー 化や・・・」に修正するとともに、参考資料1の ユニバーサルデザインの表現をバリアフリーの 表現に修正します。

設問番号 1 第 2 章将来都市像 2-2 都市づくりの目標(資料 2 p 2~4)	対応方針
◆ 各目標の記載内容について	
·P3 の「·愛知池·河川····の <u>自然環境により</u> 、町全体での·· <u>形成と維持を目指</u>	・記載内容は、町内に点在する自然環境を保全・活
<u>します。</u> 」の表現は自然環境をどうすることによるのでしょうか。(真野委員)	用することで、目標Ⅲで示した「優れた自然環
	境・田園環境と調和した水と緑があふれるまち」
	の形成を図ることを、具体的に記載したものと
	なります。
	より具体性を持たせるために、「愛知池・河川・
	ため池等の水辺環境や森林・田園等の自然環境
	の <u>保全・活用により</u> 、町全体での <u>緑地保全・緑化</u>
	<u>の推進や、水と緑のネットワークの形成</u> を目指
	します。」等への修正を検討します。

設問番号 2	第2章将来都市像 2-3 将来都市構造(資料 2 p5~8)	対応方針
お伺いしたいポイント	① (1)拠点の形成について、各拠点の考え方と記載内容について	
	② (2)土地利用の構成(既成市街地、新市街地候補ゾーン等)の考え	
	方と記載内容について	
	③ (3)その他の記載内容について	
【ご意見】		
◆(1)拠点の形成につい	いて、各拠点の考え方と記載内容について	
・都市拠点について	、セントラル地区と町役場及び公共施設を拠点歩行で巡回歩道整備す	・拠点間の巡回歩道の整備については、現在具体
る。(石川委員)		的な施策や方針が未定であり、記載することは
		難しいと考えますが、歩いて暮らせる環境づく
		りの整備として、3-3交通体系の整備方針⑥
		歩行者・自転車ネットワークの整備の中で「都
		市拠点においては、歩行者の利便性と安全性を
		確保するため、歩行者専用道路の整備を進め、
		歩いて暮らせるまちづくりの形成を図りま
		す。」等の記載が出来ないか検討します。
「宙郷セントラルキ	 也区将来イメージ図 は、文字が小さいのと各交差点表示はなくてよい。	· 交差点名を消すなどわかりやすい図に修正しま
(真野委員)	では、	す。
(天耳女只)		7 0
· P6「·諸輪地区の	・・・地域に <u>集積</u> する歴史・・」の表記は、 <u>集積</u> するほどでなく <u>存在</u> す	·ご指摘を踏まえ、「地域に <u>集積</u> する」を「地域に
る程度ではないか。	(真野委員)	ーー 根ざした」への修正を検討します。(全体構想の
		同様表現についても修正します。)

設問番号 2 第 2 章将来都市像 2-3 将来都市構造(資料 2 p 5~8)	対応方針
◆ (1)拠点の形成について、各拠点の考え方と記載内容について	
・産業拠点について、隣接市と連携して進めて行く。(石川委員)	・2-3将来都市構造(3)「・・・また周辺市に 隣接する区域は、それぞれの市の動向を見据え た市街地形成を図るものとします。」において、 記載しております。
・産業拠点について、農業環境との調和に配慮した市街地整備のあり方を検討となっているが、どのようなまちづくりをイメージしているのか。拠点内に農地を残すのか。(片山委員)	・産業拠点の形成にあたっては、個々の開発地周辺への緩衝帯の配置や開発地境界部の緑化等により、周辺への影響を抑制する開発を図るものです。開発区域内で農地と共存することを目指すものではありません。 そのため、表中の記載を、「産業拠点においては、周辺の農業環境との調和に配慮した・・・」に修正します。
◆(2) 土地利用の構成(既成市街地、新市街地候補ゾーン等)の考え方と記載内容について ・東郷町工業団地の航空写真は、よく分からない。事務所名は読めない。新市街地候補ゾーンの写真か絵の方がよい。(真野委員)	・全ての写真について今後見直し予定です。計画 案の作成までには必要に応じて適切なものに 差し替えます。

段問番号 2 第2章将来都市像 2-3将来都市構造(資料2 p5~8)	対応方針
◆ (3) その他の記載内容について	
◆ (3)その他の記載内容について ・P8 交通軸の考え方については、地域公共交通会議での考え方を踏まえて検討されたらど うでしょうか。(真野委員)	・交通軸の考え方は、主要道路による自動車交通の動線軸を表現しています。必要に応じて、地域公共交通会議での考え方を踏まえて表現方法については修正を加えます。

設問番号 3	第3章都市づくりの方針 3-1 土地利用の方針(資料2 p9~12)	対応方針
お伺いしたいポイント	① (1)市街化区域の土地利用方針(①~③)の記載内容について	
	② (1)市街化区域の土地利用方針(④新市街地候補ゾーン)の記載内	
	容について	
	③ (2)市街化調整区域の土地利用方針について	
【ご意見】		
◆ (1) 市街化区域の土地	也利用方針①住宅地について	
・住居系及び工業系か。(片山委員)	系の新市街地について、町としてどの程度の拡大が必要と考えているの	・拡大の規模は、基本的に将来都市構造図に示す 新市街地候補ゾーンの範囲をイメージしてい ます。ただし、将来人口、地元地権者等の開発 事業熟度や今後の土地利用ニーズに合わせて 段階的に拡大することが必要と考えられ、本計 画の目標年次までにすべてを開発事業化でき ないことも想定されます。
	地利用方針②商業業務地について D説明文の文末「沿道サービス施設の立地を <u>促進</u> します。」の部分は「 <u>図</u> と思う。(真野委員)	・施設の立地を誘導するという趣旨であり、この ままの表記とします。
	地利用方針③工業地について みよし市の農地に隣接しているので連携して進めて行く。(石川委員)	・今後、みよし市と協議のうえ、必要に応じ表現 について修正します。

設問番号 3 第3章都市づくりの方針 3-1 土地利用の方針(資料 2 p 9~12)	対応方針
◆ (1) 市街化区域の土地利用方針③工業地について	
·「·諸輪東部の工場···産業拠点として新たに集積する <u>産業系機能と一体となった産業</u>	・「産業系機能と一体となった産業系基盤の形成」
<u>系基盤の形成</u> を図ります。」の部分は、何を説明しているのかよく分からない。(真野委員)	とは、新たに開発される工場や物流施設などの
	産業的な施設と既存の工業地の集積を加速さ
	せることで、産業拠点としての基盤整備を図る
	という意図があります。
	そのためご指摘のとおり、「諸輪東部の工場・物
	流施設集積地については、周辺の農地や集落地
	との環境上の調和に配慮しつつ、産業拠点の基
	盤となる工場や物流施設など新たな産業立地
	による土地利用を促進します。」等への修正を
	検討します。
◆ (1) 市街化区域の土地利用方針④新市街地候補ゾーンについて 11. の「研究問念を対すな地域は対し、シューに関する記載(2. の日のポイン)」となった。	目
・p11 の「研究開発系新市街地候補ゾーン」に関する記載(3 つ目のポイント)について、 既存の名古屋大学東郷フィールドでは農学・農業研究を実施しているが、「本町の産業をリ	・具体的な業種は現段階では未定ですが、農学・ 農業研究等の既存施設と連携した研究開発業
スキの名百座人子泉郷フィールトでは震子・震楽研究を実施しているが、「本町の産業をリードする」の部分には、東郷町の強みである産業を強調したり、内容を少し具体的に記載す	展案研究等の既任施設と連携した研究開発業 種をイメージしています。そのため、「既存施設
ることも良いのではないか。(大蔵委員)	と連携し、本町の産業をリードする研究開発の
ること URV W Clara V W 。 (人間安貞)	拠点として・・・」に文言を修正します。
	」に入口と 同正しよう。

設問番号 3 第3章都市づくりの方針 3-1 土地利用の方針(資料2 p9~12)	対応方針
◆ (2)市街化調整区域の土地利用方針について ・①田園・集落地の説明文「生産機能のほか災害防止機能や環境負荷を低減するなど」の部分の環境とは何の環境をいっているのか。(真野委員)	・ここで言う「環境」は、東郷町を取り巻く自然環境を指しており、農地を維持・保全することは、宅地開発などの開発行為による自然環境への負荷を軽減する効果があると考えています。 しかし農林水産省では「農業の多面的効果」のひとつに自然環境保全機能(微生物による有機物の分解、炭酸ガスの吸収、生物の生息場所の確保等)を挙げていることから、「環境負荷を軽減するなど」を「自然環境保全機能等多面的
・農地利用について、農地バンク、中間管理機構利用による農地集積を検討する。農地集約を利用し大区画化により作業効率も景観にも大いに貢献する。(石川委員) ・「農地の <u>利用集約</u> の推進」の部分は、利用 <u>集積・集約</u> のような表記が良いように思う。(真野委員)	な機能を有しています。」に修正します。 ・ご意見を踏まえ、「農地バンク、中間管理機構事業による農地集積、農地集約を利用した大区画化の推進を図るとともに・・・」等への修正を検討します。
・森林について、愛知池周辺のことだけでいいのか。個人所有ではあるが至る所に森林があるので、個人所有のものはどうするか。(小野田委員)	・個人所有の森林については、伐採の届出や地域 森林計画にもとづき対応していますが、具体的 な保全方策を定めておらず、現在、町として個 人所有林の維持・保全に向けた施策が定まって いないため、現行の記載通りとします。

設問番号 4	第3章都市づくりの方針 3-2市街地整備の方針(資料2 p13)	対応方針
お伺いしたいポイント	全体的な記載内容について	
【ご意見】		
・(1)都市拠点の整備	備の説明文「ラウンドアバウト」については、注)を付けて説明するか	・ご指摘のように「ラウンドアバウト」は「環状交
「環状交差点」と表	記したほうが良いと思います。(真野委員)	差点」のことで、「道路標識等により車両が当該
		部分を右回りに通行すべきことが指定されてい
		るもの」として道路交通法で定義されています。
		計画書末尾に用語の解説を添付し、その中で説明
		をします。
・次の交通体系の整	備方針にも関わることだが、「歩行者視点のまちづくり」という観点は	・3-3交通体系の整備方針(1)⑤道路環境の向
必要ではないか。(ね	松尾委員)	上、3-5安全安心なまちづくりの方針(2)②交
		通事故防止対策において記載しております。
		またご指摘にあるとおり、「歩行者視点のまち
		づくり」という観点から、3-3交通体系の整備
		方針(1)⑥歩行者・自転車ネットワークの整備
		の中で「都市拠点においては、歩行者の利便性と
		安全性を確保するため、歩行者専用道路の整備を
		進め、歩いて暮らせるまちづくりの形成を図りま
		す。」等の記載を検討します。
・迂回路されないよ	うな整備。(石川委員)	・3-3交通体系の整備方針の(1)④生活道路の整
		備方針において記載しております。

設問番号 4	第2章初末ベノリの大社 2.0 末年地敷供の大社 (盗型 0. 5.12)	お広士科			
	第3章都市づくりの方針 3-2市街地整備の方針(資料2 p13)	対応方針			
	【ご意見】				
	・市街化調整区域内の公益施設の立地は、策定済の立地適正化計画と矛盾しないか。 ・策定済の立地適正化計画との矛盾点については、				
(片山委員)		今後、今回改訂する東郷町都市計画マスタープラ			
		ンに沿う形で、立地適正化計画を見直しすること			
		で解消していきたいと考えております。			

設問番号 5	第3章都市づくりの方針 3-3交通体系の整備方針(資料2 p14~16)	対応方針
お伺いしたいポイント	① (1)道路整備の方針の記載内容について	
	② (2)公共交通の整備方針の記載内容について	
【ご意見】		
◆ 道路整備の方針につ	ついて	
・153 バイパスの渋滞解消について、もう少し触れて欲しい。(金田委員)		・国道 153 号の渋滞対策については国が行います。 町では、6 車線化の要望をし、またその他の主要 道路の整備として渋滞解消をあげておりますの で、このままの表現といたします。
・③都市計画道路の見直し等の方針の説明で、「関係機関 <u>等</u> 」の等はないほうが良い。(真 野委員)		・「等」を削除します。
・④生活道路の整備方針の説明に「交通安全対策上必要な地域の通学路の早期整備を図ります。」の文言を追加する。(真野委員)		・通学路については、3-5安全安心なまちづくり (2)②交通事故防止対策で記載していますが、さらに「交通安全対策上必要な地域の通学路については、その必要性も含めて整備の方針を検討します。」等の記載が出来ないか検討します。
·(都)東郷三好線の 委員)	D線路名を「P16 の交通体系の整備方針図」に記載すべきである。(真野	・ご指摘のとおり、都市計画道路の路線名は全て表 記します。
・自転車歩行者の隔離した道路整備が必要。(石川委員)		・自転車通行帯は必要に応じて整備することが考えられるため、⑥歩行者・自転車ネットワークの整備の中で、記載できないか検討します。

設問番号 5	第3章都市づくりの方針 3-3交通体系の整備方針(資料2 p14~16)	対応方針
◆ 公共交通の整備方金	†について	
・目標Ⅱに「公共	交通により・・・」とあるように、公共交通は本マスタープランにおけ	・ご指摘のとおり、公共交通軸について、現在の公
る重要な要素の一	つである。具体的な公共交通網は公共交通網形成計画(あるいは公共交	共交通網形成計画の図面を参考としながら、都市
通計画)で示すから	とは思うが、本マスタープランにおいても公共交通軸についての概略図	拠点・地域拠点についても明示し、公共交通軸の
は必要だと思う。	016 の交通体系の整備方針図(やその他の図)には、公共交通に関して	整備方針図として整理していきます。
バスターミナルの	みの記載しかないが、この図に重ねるか、あるいは別の図により、公共	また本年度中に公共交通網形成計画が改訂され
交通軸についての	記載があったほうが良い。	る予定のため、整合性を図りながら、最新の図面
コンパクトな拠点	を交通ネットワークにより繋ぐ、というのが目標Ⅱの大きな方針である	に差し替えることとします。
ため、p16の図に	もあらためて都市拠点・地域拠点を示したほうが良い。(松尾委員)	
	通会議で現在検討されている巡回バス路線の見直し計画での意見を取り いるようにすることが不可欠かと思います。(真野委員)	・ご指摘のとおり、巡回バス路線の見直し計画の進 捗状況を確認しながら、記載内容については、最 終的に整合性が取れたものに修正します。

設問番号 6	第3章都市づくりの方針	対応方針
	3-4 公園・緑地等の整備・保全等の方針(資料 2 p 17~19)	
お伺いしたいポイント	全体的な記載内容について	

【ご意見】

- ・(1)公園・緑地整備の方針の②身近な公園・緑地の説明に「公園内の大きくなりすぎた樹木は、枝を伐採し枯れ枝落下による事故等が起こらないよう安全を図ります。」等の文言を追加する。(真野委員)
- ・都市拠点(東郷セントラル地区)も緑の位置づけを明記しては如何か。

市街地内の緑の保全と創出に包含されるが、参考のとおり、都市拠点を緑にあふれる環境にすることが記載されていることも踏まえて、新たな緑資源として強く打ち出してもよい。 (参考) p6 都市拠点で、「緑化の推進や公園などのオープンスペースの整備により都市的な街並みの中にも緑あふれる環境に配慮した都市拠点の形成を目指します。」と記載。(村上委員)

・西部地区=町民グランド周辺を整備し、レクリエーション施設を設ける。南部地区=レクリエーション施設など備えたグランドを作る。水と緑のネットワークを進める。(石川委員)

- ・ご意見を踏まえ、「・安全で安心して利用できる よう、遊具や樹木等、公園内の施設の適正管理を 図ります。」等の記載が出来ないか検討します。
- ・ご意見を踏まえ、「・街区公園を中心とした市街 地内での公園整備と地区計画を活用した市街地 内の緑化を進めていくとともに、住民主体の公 園・緑地、空地の有効的な活用に対しての支援を 検討します。」等の記載が出来ないか検討します。

また都市拠点における緑の位置づけについては、緑や町民活動の拠点形成の観点から、「東郷セントラル地区においては、町の中心核として、町民主体による緑化活動に対する支援を検討します。」等の記載が出来ないか検討します。

・関係課と調整の上、記載について検討します。

	_		
設問番号	6	第3章都市づくりの方針	対応方針
		3-4 公園・緑地等の整備・保全等の方針(資料 2 p 17~19)	
【ご意見】			
· (2) 網	录地保全・緑化	比の方針の①貴重な緑地資源の保全の説明に「近年手入れされなくなっ	・関係課と調整の上、「保全・整備のための仕組み
た里山	の機能を十分	↑発揮されるような保全・整備」に関する記述を加える。(真野委員)	づくり」の観点も含め、記載内容について検討し
			ます。

設問番号 7	第3章都市づくりの方針	対応方針
	3-5 安全安心なまちづくりの方針(資料 2 p 20~21)	
お伺いしたいポイント	① (1)安全な市街地形成の方針の記載内容について	
	② (2)安心して暮らせる環境形成の方針の記載内容について	
【ご意見】		
◆ (1)安全な市街地形成の方針について		

- - ・ハード面は記載内容で良いと思うが、ソフト面は災害復旧を1日も早く終らせる体制づ くりや、災害ゴミの仮置場、避難所の整備等についても少し記述されてはどうか?(金田 委員)
 - ・ハード面の整備方針が書き込まれているが、ソフト面の整備方針もあっても良い。(大蔵 委員)
 - ・公園・緑地等の方針と同様ですが、安全安心面でも、都市拠点(東郷セントラル地区) の位置づけをされてはいかがでしょうか。

発災直後の一時避難地機能や被災後の復旧、復興支援拠点(バスターミナル等交通結節点 機能を活用した救援物資受け入れ等)としての利活用など、地域防災計画との整合が必要 かと思います。(村上委員)

・②幹線道路の整備の説明文で「・・考慮した整備を要望します。」の要望先は、国をはじ め関係機関等になるのかどこになるのか説明したほうが分かりやすい。また緊急輸送道路 の第 1 次第 2 次道路の列記した部分は、説明がないとただ列記しただけになる。(真野委 昌)

・地域防災計画などの関連計画との整合性を図り ながら、記載内容については検討を進めます。

- ・セントラル地区における防災拠点の考え方につ いては、町役場・総合体育館が防災拠点に位置付 けられており、現在、地域防災計画において具体 的な位置付けがされていません。今後、地域防災 計画との調整を図ります。
- ・ご指摘のとおり、「国をはじめ関係機関に整備を 要望します。」に修正します。

また緊急輸送道路については、計画書末尾に用 語の解説を添付し、その中で説明をします。

	第3章都市づくりの方針	対応方針
	3-5 安全安心なまちづくりの方針(資料2 p 20~21)	
【ご意見】		
◆ (1)安全な市街地井	杉成の方針について	
・安全な町づくり阝	粦近所連携して進める。	・境川流域の治水対策は、3-7その他の都市施設
境川のなめらかれ	な水の流れの保持(雨量が多いと春木追分地区から傍示本川に逆流して	の整備方針で記載されています。
くる)。(石川委員)		
	る環境形成の方針について	_
	明文で「 <u>御岳防犯パトロール隊</u> 」の固有の団体名は、恒久的な団体でな	・固有団体名は削除し、「・・・防犯パトロールを
	書に記載するには多少無理がある。しかしながら、具体的な記載をした	実施するとともに、地域における自主防犯活動の
万がインパクトがる	あるのではないか。(真野委員)	取組に対する助成や支援を行い・・・」に修正し ・・・
		ます。
・大地震や台風なん	どの大規模災害発生に備えた対応や、万一の発生時への対応に関して記	 ・改訂版ハザードマップが今年度末までに完成予
	ハザードマップの整備・周知や、万一の際の避難所までの避難経路の	定ですので、完成後に最新のものを本計画に掲載
整備・周知、避難・	手順の整備・周知なども「安心して暮らせる」に繋がる。	することとします。またマップの周知・避難経路・
また、外国人居住	者への配慮を加えることも必要。(大蔵委員)	避難手順などの防災におけるソフト的な施策に
		ついては、地域防災計画との整合性を図りながら
		記載内容について検討します。
		・外国人居住者への防災に関する配慮は現時点で
		町として具体的な施策は未定ですが、記載できな
		る内容がないか、さらに検討を進めます。

設問番号 7	第3章都市づくりの方針	対応方針
	3-5 安全安心なまちづくりの方針(資料 2 p 20~21)	
◆ (2) 安心して暮らせる環境形成の方針について		
・交通安全につ	いては子供の視点が入っていますが、防犯についても子供の視点が入って	・子供 110 番の家に関しては、現在、町における
も良いのではと	思いました。具体的には、例えば子供 110 番の家の充実などがあるかと思	大に向けた具体的な施策は未定ですが、防犯上
います。(松尾雲	委員)	の子供の視点が記載できないか検討します。

設問番号 8	第3章都市づくりの方針 3-6 都市景観の方針(資料 2 p 22)	対応方針
お伺いしたいポイント	全体的な記載内容について	
【ご意見】		
・「・・周辺の修景] 員)	整備」とはどういった整備なのか。修景の語句の意味が不明。(真野委	・修景とは風景を修復(再デザイン)することを意味します。例えば建物の外観や道路沿道の緑化を含めたデザインを改修することが想定されます。 説明としては、計画書末尾に用語の解説を添付し、その中で説明をします。
・田の集積集約によ	る大区画化整備でより良い景観がえられる。(石川委員)	・3-1土地利用の方針(2)市街化調整区域の土地利用方針で、農地集積、農地集約を利用した大区画化についての記載を追加します。

設問番号 9	第3章都市づくりの方針 3-7 その他の都市施設整備の方針	対応方針
	(資料 2 p 23)	
お伺いしたいポイント	① (1)公共下水道整備の推進の記載内容について	
	② (2)(3)における境川流域の記述について	
【ご意見】		
◆(1)公共下水道整備の	の推進について	
・説明文の「 <u>予防保</u>	<u>全型施設管理の導入による戦略的な維持・修繕</u> 」とは、どういった維	・予防保全型施設管理とは、早期に損傷を見つけ事
持・修繕を実施する	のかよく分からないので説明を加えて欲しい。(真野委員)	故や大規模な修繕に至る前に対策を講じる施設管
		理の考え方をいいます。説明については、計画書末
		尾に用語の解説を添付し、その中で説明をします。
	独浄化槽から合併浄化槽への <u>転換を継続し</u> 、」の部分は、「 <u>早期の転換</u> 少し強調した表記にしてはどうか。(真野委員)	・「・・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への <u>転換</u> <u>を推進し</u> 、」に修正します。
・田は調整池機能を	持つので、田を道路より上げない規制が必要である。(石川委員)	・現在、田を道路よりも上げないような東郷町農地改良指導要綱に基づく指導基準を定めています。ご意見を踏まえ、3-7その他の都市施設整備の方針(2)雨水処理機能の向上の中で、「本町に多く分布する農地や農業用のため池は・・・」等の記

設問番号 9	第3章都市づくりの方針 3-7その他の都市施設整備の方針 (資料2 p23)	対応方針
◆境川流域の記述につ	いて	
・(2)雨水処理機能の向	上の説明文のため池に関する記載部分で堤防の耐震補強化について	・ご指摘の通り修正します。
は、「県等の関係機関の	<u> </u> 協力を得て」のような文言を加えたらどうか。(真野委員)	

設問番号 10	第 4 章地域別構想 4-1 東部地域(資料 2 p 25~29)	対応方針
お伺いしたいポイント	① (1)地域の概況の記載内容について	
	② (2)地域のまちづくり課題の記載内容について	
【ご意見】		
◆ 全体意見·共通意見		
· P24 の地域区分図で都市計画図としての告示年月日、凡例、用途制限の概要は省いても		・わかりやすい図として再作成します。
よい。青い線は「地域区分線」と説明文言を記載してはどうか。(真野委員)		
・地域概況図の凡例の文字が小さくて読みづらい。		・わかりやすい図やグラフに修正します。
「東郷町のこれからのまちづくりについて」の表中のグラフの各説明文言の 2 行目はセ		
ンターではなくて左	寄りにそろえた方が見やすい。(真野委員)	
·「 <u>地域以内のバスルート</u> は限定的で、」の箇所は「 <u>地域内</u> のバス <u>路線</u> 」とした方が分かり		・ご指摘の通り修正します。
やすい。(真野委員)		
·諸輪東部開発で境川の雨水、工場排水が一時的に流れない様調整ますを設置する。(石		・3-7その他の都市施設整備の方針(2)で、境川の
川委員)		特定都市河川流域における治水対策として記載しています。

設問番号 10 第4章地域別構想 4-1 東部地域(資料2 p25~29)	対応方針
◆ (2)地域のまちづくり課題について	
・愛知池東部周辺の産業廃棄物の中間処理施設等の開発で環境悪化をもたらしているた	・開発の抑制については、3-6都市景観の方針(1)
めに緑地の保全対策に逆行する。「県に開発抑制と適正な管理指導」を要望して行くなど	で「・・・法令に基づく土地利用規制や条例に基づ
の検討項目を記載していただきたい。(真野委員)	く開発行為に対する適切な指導を行うことによ
	り、虫食い的な開発を抑制します。・・・」と記載
	しています。また東部地域においてもまちづくり
	会議での最終的な意見も踏まえて同様の趣旨で記
	載できないか検討します。
・交通体系の整備推進の項で「高齢者等誰もが快適に」の部分は「高齢者をはじめ誰もが	・ご指摘の通り修正します。
安心して」とすると「3-3」と整合する。(真野委員)	
・諸輪地区内の道路整備が必要。(石川委員)	・まちづくり会議での最終的な意見も踏まえて、(4)
	地域のまちづくり方針で記載出来ないか検討しま
	す。

設問番号 11	第 4 章地域別構想 4-2 中部地域(資料 2 p 30~34)	対応方針
お伺いしたいポイント	① (1)地域の概況の記載内容について	
	② (2)地域のまちづくり課題の記載内容について	
【ご意見】		
◆(1)地域の概況につい	ハて	
・地域の概況の説明	文で P30 後段部分「市街化区域は・・・高い状況にあります。」の箇所	・ご意見を踏まえ以下のように修正します。
「立地し <u>ており</u> 、・	· · 充実し <u>ており</u> 」は「 <u>ており</u> 」を省いたらどうか。(真野委員)	「・・・が立地し、生活利便施設は充実していま
		す。またバス路線も多く、公共交通のサービス水
		準高い状況にあります。」
· P32 地域での問題.	、課題の説明文の「手入れの行き届いてない放棄地がある」の放棄地と	·「手入れの行き届いてない <u>耕作</u> 放棄地がある」に
は耕作放棄地のことか。(真野委員)		修正します。
◆ (2)地域のまちづく	· · · · -	
	便性の維持・改善の項で「自動車を運転できない高齢者等を始め、誰も	・ご指摘の通り修正します。
が快適に」の部分は前述の通り「高齢者をはじめ誰もが安心して」とすると「3-3」と整合		
する。(真野委員)		
・旧地区内の道路が狭いので整備が必要です。(石川委員)		・まちづくり会議での最終的な意見も踏まえて、
		(4)地域のまちづくり方針で記載出来ないか検討
		します。

設問番号 12	第 4 章地域別構想 4-3 西部地域(資料 2 p 35~39)	対応方針
お伺いしたいポイント	① (1)地域の概況の記載内容について	
	② (2)地域のまちづくり課題の記載内容について	
【ご意見】		
◆(1)地域の概況につい	ハて	
・地域の概況の説明	文で「約三分の二」の記述は「約3分の2」の表記でどうでしょうか。	・ご指摘の通り修正します。
(真野委員)		
◆ (2)地域のまちづく	り課題について	
・自然資源や文化資源の保全と活用の項「自然資源や文化資源を <u>生かし</u> ながら」は「 <u>活か</u>		・「活かし」は常用漢字ではないため、基本的には
<u>し</u> ながら」の方がい	い。(真野委員)	「生かし」で統一します。
·P38 公共交通、快適に移動できる交通環境の維持·改善の項で「自動車を運転できない		・ご指摘の通り修正します。
高齢者等を始め、誰もが快適に」の部分は前述の通り「高齢者をはじめ誰もが安心して」		
とすると「3-3」と整合する。(真野委員)		
・旧地区内の道路が狭いので整備が必要。(石川委員)		・まちづくり会議での最終的な意見も踏まえて、
		(4)地域のまちづくり方針で記載出来ないか検討
		します。
· P38 二つ目の丸、「○多様な市街地や <u>集約</u> の環境整備」は「 <u>集落</u> 」に修正。(誤字)(野々		・ご指摘の通り修正します。
山委員)		
· P38 三つ目の丸、「 <u>傍示本地区や祐福寺地区、部田地区</u> の市街化調整区域に多くの・・・」		・ご指摘の通り修正します。
は「祐福寺地区や部田地区、白土地区の・・・」に修正。(※傍示本地区は西部地域ではな		
い)(野々山委員)		

資料2以外についての自由記載	対応方針
【ご意見】	
・これら方針の実現のための具体的な方策・仕組みづくりが重要になると思います。「(第	・ご意見のとおり、今後は、行政に限らず、地域住
5章計画の実現に向けて)」に対して以下の提案をする。	民が地域まちづくりの担い手として、より重要
·都市計画マスタープランの方針に則って、市民や地域住民が自主的、主体的に行う <u>環境</u>	な役割を担うと考えられます。そのため、「第 5
<u>改善活動</u> に対する支援を行う仕組みや制度を創設あるいは充実する。例えば、ホタル保存	章計画の実現に向けて」の中で、住民の地域活動
や雑木林の手入れなど、地域の自然環境を守る活動、沿道の花植え、住宅地内の交通安全	に対する助成、協力、支援の方針についての記載
対策、地域防災活動などに対して、活動助成を行ったり、活動広報の協力、専門家やアド	を検討します。
バイザーの派遣を行うなどの支援を行うようなこと。特にセントラル地区の広場の活用な	
どは市民が主体的に活用していく組織や制度を創設できると良い。(藤森委員)	
◆ 資料 2 全般について	
1. 第 4 章地域別構想に掲載されている概況図のいずれの凡例も文字が小さいので分かり	・ご指摘の通り修正します。施設名については、主
にくい。図中にポイントになる施設名を記載すると分かりやすいのではないか。	要なものについて表記します。
2. 各地域の人口推移のグラフには縦軸に「人」横軸に「年」の記載が必要。また各年の表	・ご指摘の通り修正します。
記は上段にH、下段に年数字にするとか見やすくする工夫をしてほしい。	
3. 「東郷町のこれからのまちづくりについて」のグラフの説明文言の 2 行目は左寄りにし	・ご指摘の通り修正します。
たほうが見やすい。	
3. 各地域で同一内容の記載がそれぞれことなっているところが見られますので、同じ表	・地域の特性に留意し、可能なものについては統一
現に統一したほうが読みやすい。	を図ります。

資料2以外についての自由記載	対応方針
◆ 資料 2 全般について 4. 上城保育園跡地に「上城さくら公園」として地域の人たちの憩の場となるような公園の 整備を図ります。とした記述が東部地域の構想の中に盛り込まれると良い。(真野委員)	・ご意見にあるとおり、まちづくり会議での意見も 加味しながら、記載内容について検討をします。
◆資料1について 外国人居住者の人口推移についてまとめて示していただき、状況がよくわった。人口比で 3%程度とはいえ、1,400人を超える人がいるので、外国人居住者にも配慮した町づくりも、 東郷町の将来にとって大切なことではないかと思う。名古屋市や豊田市のベッドタウンと して、安心して住みやすい町をアピールできるポイントにもなるかも知れないとも思う。 中部地区は全国的にも外国人居住者が多い地域と思うし、今後も東郷町内外のさまざまな 産業の担い手として増加する傾向であると思う。大規模災害発生時への対応などで、マス タープランの中に少しでも反映できると良い。(大蔵委員)	・目標Ⅲにも掲げている通り、当町としても多様な人たちや多世代にとって住みよいまちづくりについて検討を進めておりますので、より具体的な掲載内容がないかさらに検討を進めてまいります。また現在、国土強靭化計画や地域防災計画の策定、改訂を実施しており、それぞれの計画との整合性を図りながら、計画書の記載について検討していきます。